埼玉学園大学・川口短期大学　機関リポジトリ

第一回国会審議にみる家事審判所：家事審判官および参与員・調停委員への期待と懸念

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): court of domestic relations, diet, judge of family affairs, counselors 作成者: 長沼, 秀明 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1536

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

第一回国会審議にみる家事審判所

――家事審判官および参与員・調停委員への期待と懸念――

長沼秀明

はじめに

昭和二三年（一九四八）一月一日に創設された「家事審判所」という名称の裁判所は、同日施行の家事審判法に規定された裁判所である。この裁判所は、日本国憲法制定をうけて前年一二月に全面改正された（同月二二日公布）ばかりの民法第四編「親族」および第五編「相続」の施行日にあわせて誕生した[1]。

前年の憲法施行日（五月三日）に発足した最高裁判所によれば、家事審判所とは「家庭事件、言い換えれば、家庭内や親族の間に生じた争の事件や争でない重大な事柄の事件をやさしい手続で、早く、親切に、しかも、適切に処理する家庭事件専門の裁判所[2]」である。「義にも欠け情にも全からぬ」「血で血を洗う争」の「家庭事件」を「理想的に解決[3]」するためには、いったい、どうすれば良いのか。その重要な一つの解決方法が「民間の有識者」の家事審判所への参画であった[4]。

家事審判所が創設された目的は「國民をして改正民法に従い平和な家庭生活と健全な親族共同生活を營ましめるため、家庭事件について氣安く公権的判断を受けさせること[5]」にあった。そして、家事審判所が審判および調停の対象とする家庭事件は、一般の事件と異なり、裁判官が法律のみを適用して処理することは不適当であり、「民間人の關與によつて、親族間の情誼と義理人情とを考慮した」具体的妥当な処理をすることが必要[6]とされた。すなわち、家事審判所発足二ヵ月前の昭和二二年一〇月下旬の『朝日新聞』社説「家事審判所設置の意義」が言うとおり「法律専門家たる裁判官と、世故人情に通じた民間人とが一体となつて、家族間の情誼を考慮しつゝ、家庭事件の紛争を解決すること[7]」こそが、家事審判所創設の意義であった。

したがって、家事審判所を構成する職員のうち「法律専門家たる裁判官」である家事審判官と、「世故人情に通じた民間人」たる参与員および調停委員との役割は、決定的に重要なものとなる。[8] 本稿は、家事審判所の機能の中核を担う家事審判官および参与員・調停委員について、日本国憲法施行直後の第一回国会（昭和二二年）[9]での審議過程をふりかえることにより、[10] 家事審判所の家事審判官および参与員・調停委員に期待された役割と問題点とを考察するものである。

一　参議院司法委員会（昭和二二年七月三〇日）における審議

――家事審判所の設置および家事審判官の配置をめぐる現実――

第一回国会において家事審判官に関する審議が最初になされたのは、昭和二二年七月三〇日（水曜日）の参議院司法委員会である。この日、予備審査のため同委員会に付託された「民法の一部を改正する法律案」について、片山内閣の国務大臣（司法大臣）[11]の鈴木義男（日本社会党所属の衆議院議員）[12]は政府を代表して民法改正案の内容について説明した。このうち、婚姻に関連する離婚についての説明は、つぎのようである。

尚離婚原因に関する従來の複雑且つ不平等な規定を整理して、これを夫婦間に平等なものとすると共に、婚姻を継続し難い重大な事由があるときも離婚を請求できることとし、同時に、裁判所は、法律上の離婚原因がある場合でも、一切の事情を斟酌して、婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができることとしたのであります。尚、離婚に伴い、離婚した者の一方から、相手方に対し、財産の分與を求めることができるものとし、その額等について争いがあるときは、家事審判所でこれを定めることといたしました。

そして、つぎのとおり続けるのである。

尚、離婚に関連いたしまして、協議離婚が、当事者特に妻の眞意に基かないで届出でられることを防止するため、家事審判所の確認を以て離婚の要件としてはどうかという有力な意見がありましたので、政府としても十分検討の結果、家事審判所を各地方に多数設置し、容易にその確認を受けるような途が講ぜられるならば格別、財政上家事審判所の開設箇所、及びこれに配置できる家事審判官の数が著しく制限される現状を前提にして考えるときは、莫大な数に上る離婚について悉く右のような確認の手続を経ることは、協議離婚の届定を困難にし、延いては健全な婚姻制度を維持するゆえんではないと考え、右の意見を採らなかつた次第であります（傍点は引用者。以下同）。

ここで重要なことは、「家事審判所を各地方に多数設置」することは「財政上」「著しく制限される現状」があり、かつ家事審判所に「配置できる家事審判官の数」もまた「著しく制限される現状」にあることを政府が率直に認めている点である。敗戦から間もない我が国の厳しい財政事情のもと、家事審判所は出発せざるを得なかったのである。

二　衆議院司法委員会（昭和二二年八月一四日）における審議

（一）「互譲」による解決と民間人への期待

家事審判法案が国会で最初に審議されたのは、昭和二二年八月一四日の衆議院司法委員会である。同月一一日に同委員会に付託されたばかりの同法案について、政府委員（司法政務次官）の佐竹晴記（衆議院議員）[13]は、つぎのとおり説明した。同法案の提案理由に関する政府の最初の説明であり、たいへん重要な内容を含んでいるので、長文にわたるが全文を引用しよう。

日本國憲法の施行に伴いまして、個人の尊厳と両性の本質的平等の大原則に則り、民法中身分法の分野において一大改正を加えることとなり、すでにこれが改正法律案を提案（ママ）を致したのでありますが、由來身分關係に基く家庭内や親族間の紛争につきましても、訴訟制度のもとにおきましては、夫婦、親子、兄弟、親族がお互いに原告、被告として法廷に對立し、黒白を争はねばならず、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持をはかるという見地からは、理想に反する遺憾な點があるのでありまして、家庭内や親族間の紛争を理想的に解決いたすためには、裁判官に民間有識者を加えた機關が、訴訟の形式によらないで、親族間の情誼に適合するように紛争を処理することが望ましいのであります。つとに、各方面からかかる要請を充足する制度としてかつまた家庭内や親族間の重大事項について後見指導をする制度として家事審判所制度の設置が要望され、しばしばその趣旨の建議や請願があつたのであります。司法省におきましても、かかる要望にこたえるために、つとにこの家庭内や親族間の紛争と重大事項すなわちいわゆる家庭事件について、審判と調停を行う制度として、家事審判所制度の設置について調査研究を進め、その一環として昭和十四年に家庭事件について調停を行う制度として、人事調停法の制定を見、相當の成果をあげておるのであります。しかしながら、改正民法に從い國民が平和な家庭生活と健全な親族共同生活を営みますためには、この機會に、家事審判所制度を全面的に採用することを必要としますので、ここに本法案を提出して御審議を仰ぐ次第であります。

次に、本法案の内容とする主要な諸點をあげて御説明いたし

ます。

第一は、家事審判所は、家庭事件のみを取扱い、その手続も訴訟手続によらないのでありまして、訴訟事件を取扱う裁判所とは、処理する事件及び処理する手続を異にいたしますので、家事審判所を、家庭事件のみを取扱う地方裁判所の特別の支部といたしました。

第二は家事審判所が取扱う事件でありますが、家庭事件のうち、離婚事件、離縁事件等、その性質上訴訟手続によつて処理することを必要とする事件を除き、それ以外の家庭事件は、すべて審判事件とし、また禁治産事件、失踪事件等、その性質上調停に適さない事件を除き、それ以外の家庭事件はすべて調停事件といたしますとともに、この審判の對象とならない訴訟事件については、調停前置主義をとり、また調停に適する審判事件については、いつでも調停に付し得ることといたしまして、家庭事件はすべて一應家事審判所において処理することといたしますとともに、家庭事件を可及的に關係人の互譲によつて、圓滿にかつ自主的に解決するようにいたしました。

第三は、審判は原則として家事審判官が参與員の参與によつて行い、調停は原則として家事審判官と調停委員をもつて組織する調停委員會が行うことといたしまして、法律専門家である裁判官と世故人情に通じた徳望ある民間人が一體となつて、親族間の情誼を考慮して、家庭事件を具體的妥當に解決するように措置いたしました。

第四は、現行人事調停法に比し、調停を強化いたしました、婚姻または縁組の無效事件、嫡出子の否認事件等の調停におきましても、當事者間に合意が成立した場合には、必要な事實を職権で調査した上で、その合意に相當する審判をなし得ることといたしますとともに、家庭事件について調停が成立しない場合には、強制調停をもなし得る途を開きまして、可及的に家庭事件を訴訟によらず、調停によつて処理するようにいたしました。

第五は、参與員及び、調停員について秘密漏泄の罰則を設けまして、家庭内の秘密が世間に暴露されることを防止して、當事者が安んじてこの家事裁判所制度を利用し得るようにいたしました。

以上諸點のほか、審判及び調停につきましては、非訴事件手続法を準用して、その手続を簡素にいたしまして、事件の迅速な解決と、費用の軽減をはかりました。

ただいま申し上げましたのが本法案の概要でありますが、その他の詳細な點につきましては、御質疑に應じまして御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願い申し上げます。

右の説明にあるように、すべての「家庭事件」を処理する家事審

判所は、家庭事件を「可及的に關係人の互譲によつて、圓滿にかつ自主的に解決する」ことをめざす裁判所であり、そのため「法律專門家である裁判官と世故人情に通じた德望ある民間人が一體となつて、親族間の情誼を考慮して、家庭事件を具體的妥當に解決する」よう措置された。

ここで注目されるのは、「関係人の互譲」と「親族間の情誼」とが、とりわけ強調されている点である。そして、「世故人情に通じた德望ある民間人」としての「參與員及び、調停員」への大きな期待である。「個人の尊厳と両性の本質的平等の大原則」を掲げる日本国憲法の下、「裁判官に民間有識者を加えた機關」たる家事審判所は「訴訟の形式によらないで、親族間の情誼に適合するように紛争を処理すること」が、はたして可能であったのか。家事審判官および参与員・調停委員を主たる担い手とする家事審判所が戦後の日本社会において現実に果たした役割を解明することが重要な課題となる。

（二）終戦直後の家族問題――扶養をめぐって――

この点に関連し、当日の同委員会で榊原千代委員（衆議院議員。日本社会党所属）[14]が民法第四編「親族」の第六章「扶養」に関して、つぎの発言を行なっていることが注目される。

第六章の扶養の問題でございます。八百七十七條には「直系血族及び兄弟姉妹、互に扶養をする義務がある。」ということがありまして、それからそれがすべてうまくいかなかつた場合は、家事審判所が何でも取扱うことになつておりますけれども、實はこの扶養の義務というものは、わが國の家族制度を支えておるところの大きな柱であると思うのでございます。そしてそれがいかに國民生活の上に暗い影を投げかけておるかということを私は考えるのであります。この法律からよいものが生まれてこないのではないかと思うのであります。たとえば今後はおそらく隠居制度もなくなりまして、死ぬまでめいめい財産をもつておるでありましようし、死ねば財産は配偶者にまずわけられ、そして兄弟には均分されるのでありまして、その意味からも、こういう扶養の義務というような法律的なもので、お互いを拘束し合うということは、新憲法の精神からも、どんなものかと考えるのであります。血で血を洗うような裁判沙汰というものは、今日までも多く扶養の義務に關してであつたということであります。たとえばこのような法律がありますために、わが國には社會制度、社會保障というものが発達しませんでしたし、現に今度の戦争のような場合におきましても、いかにこういうものが見えざる拘束となつて、そうして實は國家が世話すべき多くの引揚者、戦災者、復員者などが、縁故關係に追いやられまして、自分の一家さえ支えることがやつとこさの無力な家庭の人たちが、こういう多くの人々を引き受けて、そ

うしてお互いに苦しみ合つておるというような事實もあるのであります。私はこういうようなことこそ、お互いの愛情によつて処理されなければならない問題ではないかと思うのでございますが、いかがでありましようか。

個人の尊厳と両性の本質的平等とを基本とする日本国憲法の下、「家」「戸主権」「家督相続」の三つを中核とする、いわゆる明治民法の親族編・相続編は全文改正された。しかしながら、たとえば、日本国憲法を審議した第九〇帝国議会（いわゆる憲法議会）における北村圭太郎議員の発言に見られるように「家の制度はわが国固有の良風美俗であるから新憲法の精神には抵触しないと考える閣僚や両院議員が少なからずいた」ことを忘れてはならない。[15] また、この当時は、まだ「明治民法の考えは庶民の間でなお広く使われていた」[16]という指摘もある。一方、同年（昭和二二年）一月に全国の成年男女五〇〇〇名を対象として実施された、毎日新聞社による「民法草案についての世論調査」によれば、民法草案へ「未婚の男女が七割近く賛成した」という。「家」をめぐって国民の価値観が大きく揺れ動く時代であった。

榊原千代の質問に対し、政府委員（司法省民事局長）の奥野健一[17]は「扶養に關する訴訟事件は、きわめて少いのでありまして、實際は扶養の規定はあるけれども、これを活用して扶養の請求ということは、事件としては非常に少いのであります」と述べたうえで、つぎのように回答している。

その點改正案におきましては、家事裁判所に相當権限を広く與えまして、實情に應じて――法によつて順位がきまつておつても、實際の資力等を勘案しまして、適當に、また扶養の程度方針等につきましても、相當家事審判所が實情に即して、扶養の關係を処理していく。しかも家事審判所が關與する前には、必ず一應當事者の間において協議を進めるというやり方にいたしまして、實際に親族共同生活の美點を、できるだけ維持したいということにいたしているわけでありまして、また親族間で相助け合おうというようなことを認めておりますから、國家あるいは社會施設による生活保護というような設備が組まれておるというようなことも、あるいは一つの眞相かと思いますが、この親族間の一つの扶養の義務を認めると同時に、大いに社會國家の公な施設において、扶養、生活の保障をしていくということは、両立せしめて進めていくべきではなかろうかというふうに考えたのであります。

これに対し、さらに榊原は「扶養の権利者あるいは義務者の順位、あるいはその程度とか、いろいろなことを法律で規定になつたのは、ある意味では私はこの扶養の義務というものが揺ぎ出したのではないかと思うのであります」と述べ、「世の中の傾向というも

のは、だんだんに社會主義的になりつつあり」、「法律で強制されることにより」「金がある者がない者をみてやるというようなことが、さぞ美しいように聞こえますけれども、實際においてはそれが負擔になりまして、めいめいの生活を壓迫する面が多いのではないかと思う」と反論し、「社會保障制度を急速に発達させなければならない立場に私たちは立ち至つてると思いますが、それが個々の人間の自由を尊重するというような建前からも、かえつてよいのではないかと思うのでありますけれども、どうお考えになりますか」と政府を問い質した。

これに対し、奥野は「この案におきましては、結局どの程度の扶養を要し、どのような方法で扶養するかというようなこと、すべて話合いでまずきめる。もしそれがきめられないときには、家事審判所が扶養義務者の資力その他一切の事情、あるいは扶養の権利者の扶養の必要性というふうなこととにらみ合わせて、具體的な場合に適當にきめる」と、家事審判所の役割について回答している。

榊原は、なおも「やはり當事者の間で話し合いが整わない、それを裁判所である意味では強制することになるのでありますけれども、義務として扶養の制度をおき、そうしてそれを家事審判所のようなものの力で強請するというようなことによつて、かえつて相互間の親族としての美しい意情が抹殺されるのではないかというようなことが恐れられる」と自らの主張を述べ、「こういうようなもの〔扶養の義務――引用者〕は法律から抹殺したいと思う」と結んだ。

扶養をめぐる国家の役割は、きわめて今日的な問題でもある。終戦後の日本社会において、家事審判所が扶養に関し、いかなる役割を果たしたのかが、たいへん注目されるところである。

三　参議院司法委員会（昭和二二年八月一五日・一八日）における審議

（一）家事審判官が単独で担当することができる事件

八月一五日、政府委員（司法政務次官）の佐竹晴記が前日（八月一四日）の衆議院司法委員会におけるのと同じく、家事審判法案の提案理由を説明した。これをうけ、三日後の八月一八日に質疑応答が展開された。

最初に質問したのは、国民協同党所属の大島多藏である。大島の質問は、家事審判法第三条に関するものである。同条は「審判は、一人の家事審判官が、參與員を立ち會わせ、又はその意見を聽いて、これを行う。調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員會がこれを行う。家事審判所は、相當と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる」と規定する。大島は、右の「相當と認めるとき」について、「裁判官の方はりつぱな方ばかりとは私も思いますけれども、あるいは故意に、ほんとうは調停委員會あるいは參與の意見を聽かなくてはならぬような場合においてすらも、一人である

事件を審判してしまう、あるいは調停を行うてしまうという危険がある程度私はあり得ると考えます」と述べ、立案者の考えを質した。これに対し、司法省民事局長の奥野健一（政府委員）は、つぎのように答えた。

原則といたしましては、審判の方は參與員を立ち會わせ、調停の方は審判官竝びに調停委員をもつて組織する調停委員會で行うということにいたしておるのでありますが、審判事件あるいは調停事件できわめて簡易な、明瞭なものについては、例外として家事審判官だけで審判または調停を行うことができるという途を開いておいただけのことでありまして、當事者間にも爭いのないような事件であるとか、あるいは調停事件につきましても、簡單に親戚間における解釋等できわめて明瞭であるというような場合、審判事件としては關係人の間に爭いのない、子供の氏、姓をかえるというふうなきわめて輕微、明瞭な事件について、審判官一人だけで審判もしくは調停を行い得る途を開いたのでありますが、原則としては、やはり審判官一人ではなく、なるべく參與員を立ち會わせ、あるいは調停委員會を組織して行つていきたいというのが原則であります。

このように「一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる」のは「審判事件あるいは調停事件できわめて簡易な、明瞭なもの」に限られ「例外」であることが明確にされたのであるが、質問者の大島は、さらに「私としてはどんなに簡單なものでも、やはり一應形式を履まなければこの條項が悪用される。そういう懸念をもつておる」として、参与員または調停員が関与する原則が貫徹されるべきことを強く求めた。「民間の有識者[18]」が参画する家事審判所の特質が強調されたのである。

（二）参与員の選任要件

大島は続いて、法案の第十条が定める参与員の選任に関して質問する。第十条は「參與員の員數は、各事件について六人以上とする。參與員は、地方裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家事審判所が各事件についてこれを指定する。前項の規定により選任される者の資格、員數その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。」とする規定である。大島は「いかなる理由で、このように最高裁判所の決定にまつとなさつたものであるか。この法案を讀めば、參與員の人數でも何でも、すつきりわかるようになつておる方が望ましいように思いますが、いかなる理由で最高裁判所の決定にまたれたのであるか」と質した。この質問に対する奥野民事局長の回答は、つぎのようである。

法律の中で徳望のある者であるとか、あるいは經驗のある者というふうに規定することも一案であろうかと思いますが、今

度最高裁判所ができまして、すべて下級裁判所に對する監督を行い、裁判についてのいろいろな訴訟手續の規則をきめるというふうなことも、すべて最高裁判所の權限に属することになりましたので、この參與員の資格、たとえばどういう條件を備えた人であることがいいか、あるいはそういう所にある一定の期間住居をもつておつた人であるとかいつたような事柄、その他女性をどういうふうな人數にするかといつたような、いろいろなこまかいことも考え得るかと思いまして、大體においての監督が最高裁判所にあるのであるから、そういうことについての必要の事項は最高裁判所がきめたいと思えば、あらかじめ規則をもつてきめ得るという途を開いておくというふうな意味で、この規定を設けたわけであります。

右の回答のうち注目されるのは、参与員を選任する要件の一つとして、参与員となるべき者が当該地域に一定期間居住していることが求められていること、および、参与員に占める女性の割合が重視されていることが、うかがえることである。民間人が参画する家事審判所において、きわめて重要な役割を担うこととなる参与員をどのように選任すべきかが、司法省および最高裁判所で検討されていたことが予測できるといえよう。

(三) 調停委員の守秘義務

大島は、さらに、いくつかの質問を重ねたが、ここでは、重要と思われる最後の質問を取り上げよう。第二十八条および第二十九条が規定する、調停委員への罰則に関する質問である。大島は言う。

この規定は、いわゆる公務員である裁判官とか、あるいはそれに近い參與員の方にはそれはよいかもしれぬけれども、この調停委員の方、あるいはその事件に最もくわしい人というようなものが選任されたときには、この罰則の規定はあまりに酷に失して、この條文によりますと、正當な事由がなくそういう秘密を漏らしたときはということがありますが、この正當な事由というものがどれくらいまで許されるものか、そしてまたこの秘密を守つておらなければならない期間というものがこれには限定がないから、あるいは一生その秘密を守つておらなければならぬ、そういう重大な一種の負擔というものを押しつけるということは、非常に酷なような感じがするわけであります。そういうことは、家庭内の秘密とか何とかを一般に知られてはぐあいが悪いから、それを保護するための規定であることはもちろんわかりますけれども、その罰則の規定はあまりに嚴格にすぎはせぬかという感じをもつわけであります。いろいろの諸會合の内容とか、そういうものの内容の秘密というものは、實際に

おいてはなかなか守りにくいものであります。閣議の申合せでも、すぐどこかから漏れてくるという、そういうりつぱな人達ばかりの集りでもやはり漏れてくる。それを調停委員の人達に、期間もほとんど無制限にそういう重い荷を負わせることは、私は非常に重過ぎる負擔であるという感じをもつわけであります。こういう規定があるために、調停委員になることをあるいは拒絶するということも、私は考え得られると思いますが、調停委員になることを拒絶する權利はもつているものであるか、そういう點につきまして御説明を願います。

この質問に対する奥野民事局長の回答は、つぎのようであった。

これは家庭内の秘密が外部に漏洩されては、せつかく調停の場合にいろいろな實情を打明けて調停をしてもらつたのに、その調停委員の方からその内容が流布されることになつては非常に迷惑をする。殊にまた調停の評議というものは秘密の間に行うということになつておりますので、その調停の評議の内容、經過等を輕々しくほかに漏らされては、非常に弊害がありますので、現行法の各種の調停にも同じ規定があるわけでありまして、それを踏襲いたしたにすぎないものであります。正當な事由があつて經過等を述べなければならない場合、たとえば裁判所の證人にでも喚ばれるような場合はともかくでありますが、正當な事由なくして、いろいろ外部にそういう經過等を漏すことは慎まなければならないというふうに考えて、この二十八條の規定を從前通りおいたわけであります。もちろん事實上調停委員を辭するということは許されておるのであります。殊にその事件にはいろいろ係合いがあつて困るというふうな場合には、その事件にはいることを回避することもできることになつております。

なお「その秘密をずつと守つている期間」「については期間がいつまでということはありませんから、まあ永久というようなことになるわけであります」と回答している。

(四) 参与員の地位および選任

次の質問者は日本自由党の明禮輝三郎(みょうれい)である。明禮は参与員について「家事審判法は審判と調停とにわかれております。審判の方に參與員というのがあるのでありますが、參與員というものが一つの裁判をする形になるのでありますが、これはどういう地位の人になつておるのでありましようか」と質問する。これに対し、奥野局長は、つぎのとおり明快に回答する。

參與員は調停委員と違いまして、いわゆる審判には直接關與しない。ただ立會つておいて審判官の意見を聽かれるだけであ

つて、審判官は參與員の意見に毫も拘束されない。審判自體は審判官が自分の考えでやるのでありますが、ただ參與員を立會わせる。參與員に意見を諮問しながらみずから裁判をやるということになつておる。その點調停委員が調停委員會を組織して調停をやるのとは、いささか趣を異にしておるわけであります。しかしてどういう人が參與員になるかというと、これは大體調停委員と同じように、あらかじめ地方裁判所長がきめた者のうちから、最高裁判所がきめることに、第十條の第三項でなつております。要するに調停委員と同じように知識、經驗を有し、徳望もある人からあらかじめ選任しておくことになろうかと思います。もちろんこの中には女性も相當範圍候補者の中に入れておくことになろうと考えております。

審判には直接関与しないものの、審判に立会い家事審判官から意見を諮問される参与員は、地方裁判所所長により「知識、經驗を有し、徳望もある人からあらかじめ選任」されることが明言されている。そして「女性も相當範圍候補者の中に入れておくこと」が想定されている。

（五）欠席審判・強制調停の回避

明禮は、他のいくつかの質問の後、「相手方が出てこないとき」に関して質問している。彼は言う。

われわれが始終こういうことに關與した場合に感ずることは、相手方が出てこないときであります。出てこないときに、調停の方では強制調停が入つているのでございますが、この審判の場合において相手が出てこないようなときは、審判でありますから、それは適當に處理ができるのだろうと思いますが、しかしちようど缺席裁判があると同じように、缺席審判――相手が數回に及び理由なくして出頭しない場合には缺席審判ができるという規定をおく必要がありはしないか。

これに対し、奥野は「大體審判は非訟事件手續法によりますから、職權でいろいろ調査することになりますので、もしこなくてもどんどん進めて審判をしていけばよいと思います。ただ民事訴訟法のように自白したるものとみなすというふうなことは、職權調査の關係上、すぐにはそう言い切れないものがあるのじやないかというふうに考えております」と回答している。

明禮は調停についても同様な質問を投げかけている。

この調停でいつも問題になるのは當事者が出てこないことであります。調停というものは、審判のときとはまた一層頭が違つておつて、現在において一般の國民感情というか、國民の法律的な考え方は、調停というものは三回や五回放つておいても別にかまわないものであるということをはつきり認識しておりま

す。でありますから、調停申立をしたところで、出て行かぬでもよいということをわざわざ言う者がある。從つて事件を實際やりまして、私ども申立人となり相手となり、あるいは調停委員として事件を處理した場合に、出てこないと役所も困るが相手方も申立人も困る。出てこない場合はこの第三章以下の調停の規定で、どういうようになつておりますか、御説明を願います。

これに対し奥野は「その點は現行の人事調停でも大體同じでありますが、今度は場合によつては調停が成立しないときでも、強制調停と言つては語弊がありますが、二十四條によつて職權で事件の解決のためにいろいろ強制調停ができます」と回答した。そして、さらに質問を重ねる明禮へ、つぎのように述べた。

これから家事審判所が家庭事件について特に深く關心をもつて世話をやるという行き方で進むことにならうと思いますから、當事者が出てこない場合には、特に電話をかけたり、あるいは廷丁を走らせたりしてできるだけ出るようにやる。ぜひそういう方法で進まなければならないということは、この家事審判法の委員會の最後に、そういう實際の運營で進むという希望決議もいたしたわけでありまして、そういう意味で從來のごとく消極的ではなく積極的に運營いたしたいと考えております。

これは、まさに家事審判所が「やさしい手続で、早く、親切に、しかも適切に処理する家庭事件専門の裁判所」[19]であらんとすることの宣言と言っても良いであろう。

しかし、現実を厳しく直視する明禮は、つぎのように主張し、発言を終えるのであった。

それは調停委員の申し合わせとか、あるいは裁判所の申合わせとか、そんなことではないのでありまして、當事者は心得て出てこないのです。ちやんとこうなるのだから放つておけばいいというので出てこないのですから、とても實行はできないと思います。これはどうしても何らかの條文を入れておかなければ、活用はできぬと思います。政府でお出しにならなければ、皆様で協議して、強硬な修正をやらなければならぬ。これは經驗者は十分御承知だろうと思います。早速案をつくつていただきたいと思います。

理念と現実との間で揺れ動く家事審判所は、はたして、その機能を十分に果たすことができたのであろうか。家事審判所を実際に担うこととなる家事審判官、そして参与員・調停委員の動向が注目されることとなる。

むすびにかえて

本稿では、第一回国会での家事審判法案をめぐる審議のうち、八月一五・一八日の参議院司法委員会までの審議内容を分析した。衆参両院の委員会審議からは、家事審判所の運営を担う家事審判官および参与員・調停委員への期待と懸念とが具体的に見えてくる。

第一回国会における審議は、さらに続くが、紙幅の都合により、これ以降の審議内容の分析は次号へ譲ることとする。

注

（1）本稿は、筆者が前年に発表した「家事審判所の組織と権能――日本国憲法施行期の役割――」（『川口短大紀要』第三十五号、二〇二一年十二月）および「家事審判所の創設――教育法史からの考察――（序）」（『埼玉学園大学紀要』人間学部篇 第二十一号、二〇二一年十二月）をうけて執筆されている。あわせて参照されたい。

（2）最高裁判所事務局民事部『家事審判所の話』一九四八年一月、一三ページ。

（3）同右、一～三ページ。

（4）同右。

（5）豊水道祐「家事審判所の組織、管轄及び手續について」『判例タイムズ』第三輯、一九四八年八月、三四ページ。

（6）同右、三二ページ。

（7）『朝日新聞』昭和二二年（一九四七）一〇月二七日。

（8）家事審判官、参与員、調停委員については、前掲拙稿「家事審判所の組織と権能」のうち二（二）「家事審判所の組織」、および同「家事審判所の創設」のうち「二　家事審判所参与員の役割」を参照されたい。

（9）日本国憲法施行に備えて昭和二二年（一九四七）四月二〇日に実施された第一回参議院議員通常選挙および同年四月二五日に実施された第二三回衆議院議員総選挙を受け、特別会として同年五月二〇日に召集され（国史大辞典編纂委員会編『国史大辞典』第五巻所収の三沢潤生「国会」〔吉川弘文館、一九八五年〕）、一二月九日に会期が終了した（国立国会図書館「国会会議録検索システム」）。なお、国会召集日の五月二〇日、衆議院議員総選挙の結果をうけて吉田茂内閣が総辞職し、同月二三日、衆参両院は内閣総理大臣に日本社会党中央執行委員長の片山哲を指名。翌二四日、日本社会党・民主党・国民協同党の三党連立による片山内閣が成立した（国史大辞典編纂委員会編『国史大辞典』第三巻所収の藤井松一「片山内閣」〔吉川弘文館、一九八三年〕）。

（10）議事録は、すべて前掲「国会会議録検索システム」による。

（11）昭和二三年二月一五日の司法省廃止および法務庁設置以後は法務総裁（法務庁設置法〔法律第百九十三号、昭和二二年一二月一七日〕による）。

（12）元東北帝国大学教授で弁護士。戦後、日本社会党結成に参画（上田正昭ほか監修『講談社日本人名大辞典』講談社、二〇〇一年）。

（13）高知県会議員を経て昭和一一年から衆議院議員。戦後、日本社会党結成に参加。昭和二三年、社会革新党を結成して書記長に就任（前掲『講談社日本人名大辞典』）。

（14）明治三一年（一八九八）生まれ。旧姓は真野。青山学院卒業。大正八年に雑誌記者となり、昭和二年に榊原巌と結婚（前掲『講談社日本人名大辞典』）。

（15）湯沢雍彦『昭和後期の家族問題――一九四五～八八年、混乱・新生・動揺のなかで――』ミネルヴァ書房、二〇一二年、四九ページ。

（16）　同右、五六ページ。
（17）　前大審院判事（前掲『講談社日本人名大辞典』）。
（18）　最高裁判所事務局民事部、前掲『家事審判所の話』二ページ。
（19）　同右、一三ページ。

（提出日：二〇一二年九月二二日）